

南部サイエンスパーク管理局

情報安全管理政策

1. 目的

本管理政策は本局の情報資産の機密性・完全性と可用性を保護し、更に安全・安定・高効率な情報サービス全体を提供するためです。

2. 政策声明

本局の情報安全声明は：「情報漏洩防止、情報安全事件を少なくし、サービスが中断せず」です。

3. 情報安全の定義

本局の情報安全管理目標は情報資産の機密性・完全性と可用性（略称 CIA）を保護するためであって、説明は下記の通りです。

(1) 機密性 (Confidentiality)：情報資産を適切に保護することによって、全ての情報資産を合法的に使用します。

(2) 完全性 (Integrity)：情報資産内容の正確性と完全性を維持します。

(3) 可用性 (Availability)：情報資産の随時提供と使用を確保します。

4. 安全目標

本局は CIA を基準として、下記の安全目標を制定し、説明は下記の通りです。かつ情報安全委員会は定期的に安全目標が達成されたかどうかを審議します。

(1) 本局は毎年に機密情報漏洩事件を発生しません。

(2) 設備或いはシステム異常のために、通関 e ネットシステ

ム業務に影響を与えてはいけません。

(3) 毎年、コンピュータ機械室の可用性の維持運行は 99%(含)以上を達成します。

(4) 毎年、情報安全事件の通報は、B 級以上の発生回数が 3 回以下です。

5. 情報安全管理システムの設立

本局は ISO27001:2005 情報安全の指導規範の「計画—執行—検査—行動」様式に従って、書類化の情報安全管理システムを発展・維持保護及び持続改善します。

6. 情報安全管理システムの範囲

- (1) 情報安全政策の制定及び評価。
- (2) 情報安全組織及び権限職責。
- (3) 人員管理及び情報安全教育訓練。
- (4) コンピュータシステムの安全管理。
- (5) インターネットの安全管理。
- (6) システムのアクセス制御・管理。
- (7) システム発展及び安全管理の維持保護。
- (8) 情報資産の安全管理。
- (9) 実体及び環境の安全管理。
- (10) 業務を永続的に運行できるための計画と管理。
- (11) その他付属事項。